

各 高齢者施設等 管理者 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

高齢者施設等での感染対策等を含む施設内療養体制に係る調査について
(依頼)

日頃より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に御協力いただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置づけされることに伴い、必要な体制を確保した上で施設内療養を行う高齢者施設等への補助に新たな要件が加わる旨、本年3月31日付け「高齢者施設等での感染対策等を含む施設内療養体制について（通知）」でお知らせしたところです。

当該通知で予定させていただいたとおり、追加される要件の該当性について確認するため、下記のとおり調査を実施します。

つきましては、当該補助に係るチェックリスト（国の当該補助金の実施要綱参考3のチェックリスト）項目について、回答いただくようお願いします。

なお、補助金の交付を希望する場合は、必ず、今回の調査に応じて御回答いただくようお願いいたします。

記

1 補助要件等

(1) 対象補助金

令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金の「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」

(2) 要件

これまでの要件に加え、次の要件を満たしていること。

- ①入所者・利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保していること（自施設の医師が対応を行う場合も含む）。
 - ・施設からの電話等による相談への対応
 - ・施設への往診（オンライン診療を含む）
 - ・入院の可否の判断や入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む）

※上記3項全て必須

- ②感染症の予防及びまん延防止のための研修（全職員に対して）及び訓練を実施済であること。

③希望する入所者・利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施済みであること。

(3) 留意事項

本年5月8日以降は、本調査により全ての要件を満たすことが確認された事業所のみ、補助の対象となります。

2 調査事項

(1) 調査名 高齢者施設等での感染対策等を含む施設内療養体制状況調査

(2) 回答期限 令和5年5月2日(火)

※以前の通知で4月28日期限としていましたが、改めました。

(3) 調査時点 回答時点の状況

(4) 回答方法 「ちば電子申請サービス」にアクセスし、指定入力フォームから回答

URL: https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=19124

OR コード



【問い合わせ】

高齢者福祉課介護事業者指導班 石崎、渡邊

電話 043-223-2386・2834 FAX 043-227-0050

E-mail kaigojigyoku@mz.pref.chiba.lg.jp

別紙 Q & A

1. 施設内療養を行う高齢者施設等への補助の要件として、医療機関との連携が求められているが、居住系（有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等）のように入所者個人単位でかかりつけ医を持つ場合は、施設としての連携医療機関を持たなくても、当該要件を満たすか。

(答)

入所者により、対応する医療機関が異なっても良いが、全入所者についてそれぞれ対応する医療機関を確保する必要がある。

2. 1. のような施設において、調査時点で全入所者についてそれぞれ対応する医療機関を確保していることが確認されていれば、調査実施後の新規入所者については、対応する医療機関が確保されているかを改めて調査しなくとも、要件を満たすと考えてよいか。

(答)

調査実施後の新規入所者について、その都度、調査結果の提出までは求めないものの、新規入所者が感染した場合に適切に医療を提供する観点から、対応する医療機関が確保されていることが適当。対応する医療機関が確保されていないことが明らかになった場合には、要件を満たしていないと判断される場合がある。

3. 施設内療養を行う高齢者施設等への補助の要件として、医療機関との連携が求められているが、嘱託医との契約のみをもって補助対象としてよいか。

(答)

施設の入所者に新型コロナの感染者が発生した際に、嘱託医が以下の3点に対応することとなっているのであれば、要件を満たすこととしてよい。

- ・施設からの電話等による相談への対応
- ・施設への往診（オンライン診療を含む）
- ・入院の要否の判断や入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む）

4. 入院調整に対応する医療機関の確保を要件としているが、当該医療機関が入院を受け入れる必要があるのか。

(答)

「入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む）」と記載のとおり、当該医療機関が入院を受け入れる必要があるという趣旨ではなく、当該医療機関がそれ以外の医療機関との入院調整を行う意思があることが確認できていれば、要件を満たすこととしてよい。

5. 医療機関の確保について、いつまでに確保予定であれば、要件を満たすか。

(答)

調査回答提出時点で確保している必要がある。

6. 連携医療機関の3つの要件（施設からの電話等による相談への対応、施設への往診（オンライン診療含む）、入院の要否の判断や入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む））について、1つの医療機関で全てを満たす必要があるか。

(答)

それぞれ別の医療機関で対応する場合も要件を満たすこととしてよい。なお、その際も医療機関名については、主な医療機関をひとつ記入することで差し支えない。

7. 研修および訓練について、運営基準上は、業務継続計画に従って実施することが前提となっているが、業務継続計画が策定され、かつ、当該業務継続に従った研修・訓練でなければ、補助の要件を満たさないのか。

(答)

業務継続計画に基づく研修・訓練ではなく、感染症の予防及びまん延防止にかかる研修・訓練を指す。（例：介護老人保健施設の運営基準第29条）

8. 住民接種により対応する場合においては、入所者への接種勧奨及び接種状況の把握を行っている場合に限り、要件を満たすのか。

(答)

住民接種により対応する場合においては、入所者への接種勧奨及び接種状況の把握を行っている場合は、要件を満たすものである。

9. 2回目接種について、接種を実施する予定年月日について、期限はあるか。

(答)

期限は定めていないが、可及的速やかに希望者に対する接種が実施されることが求められる。

10. 施設内療養を行う高齢者施設等への補助について、今回の調査回答時点で要件を満たしていなかった施設が、その後要件を満たした場合、要件を満たすことを確認できた時点から、当該補助の対象としてよいか。

(答)

高齢者施設等と医療機関との連携については、これまでも、その体制の確保に取り組んできていただいたところである。また、感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練についても、令和3年度介護報酬改定により、努力義務としている。さらに、希望する入所者へのワクチン接種についても、これまで都道府県及び市区町村を通じて、接種体制の構築等に繰り返し取り組んできてきたところである。

上記のとおり、本要件に関する取組はこれまでもお願いしてきたことから、今回の調査時点で要件を満たしていた施設のみ、補助対象とすることとしている。